

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	対応	措置状況	措置通知日
3	全般	意見	公文書管理室	●指定管理者の情報公開について 指定管理者が保有する公の財産の情報に関し、その努力義務に則り公開のための取り組みがどこまで行われているか、その進捗を確認したところ、具体的な取り組みがほとんどないことがわかった。情報（文書）の開示請求があった際に、民間法人たる指定管理者が条例等に基づき市と同等のレベルでその請求に対応できるよう、平時から指定管理者に対し体制等の整備のための指導監督を行うことが望ましい。また一方、市民の立場に立っても、指定管理者の保有する公の財産の情報公開についての手続等は、市民にとってわかりやすく一般に開かれたものとは言いがたい。市民目線に基づき、積極的に情報公開請求の道筋を作る努力が望まれる。	完了	令和6年3月22日付けで、指定管理施設所有課へ指定管理者等の情報公開推進に関する説明会を実施し、指定管理者による情報公開規程の整備、また市と指定管理者が協調して開示事務を進めるための協力体制構築の実施に向けて取組が行われるよう指示しました。	R6.4.17
19	福祉センター管理運営費ほか	意見	長寿社会課 幼児保育課 こども家庭相談センター 行財政改革課	●指定管理者が保有する指定管理施設の情報の公開について 指定管理者は公の施設に関し独自に保有する文書については、情報公開に備え、適正に作成・保管するとともに、請求時に的確かつ迅速に対応できるような体制を平時からとっておく必要があると考える。しかし基本協定書に努力義務規定が記載されているのみで、それに対応するため、指定管理者における具体的な取り組みはなく、また、市はそのための指導を積極的に実施していない。まず、指定管理者は、その指定管理施設に関し保有する情報に関し、平時から適正な作成方法や保存ルールの運用を認識する必要があり、開示のための組織体制づくり、従業員教育や定期チェックを行うことが必要であるが、市は、指定管理者に対し、そのための積極的指導監督を行われたい。実際に公開請求があった際に、市と指定管理者が協調して開示事務が迅速かつ的確に進むよう、指定管理者において一定のルールやマニュアルを整備し、手順を明確化するのが望ましい。 併せて、指定管理者の保有する公の財産の情報公開についての手続等の整備が望まれる。市民目線で、積極的な情報公開請求の道筋を作る努力を行われたい。	完了	鳥取市情報公開条例に準じて指定管理者用の情報公開モデル規程を作成し、指定管理者に対しこれを参考に情報公開規定の整備を促す文書を発出しました。また、今後は、年2回実施するモニタリングの項目に情報公開に備えた体制の整備や取り組み状況について追加し、適切な指導監督に努めることとします。	R6.4.17